



令和8年度 町民税・県民税申告について

町民税・県民税申告書(以下、申告書)は、町民税・県民税及び国民健康保険税の課税資料となるものと...

令和8年1月1日現在、美浜町に住所があり、下記の提出要件に該当する人は申告書に前年中(令和7年1月~12月)の所得について記入・押印したうえで、提出してください。

申告書の提出が必要な人

- (1)前年中に事業、不動産、農業、雑所得(年金以外)、配当、譲渡などの所得があった人
(2)前年中の収入が給与のみの人で、前年中の年末調整が済んでいない人
(3)前年中の収入が給与のみの人で、勤務先から美浜町へ給与支払報告書が提出されていない人
(4)前年中に給与所得があったが、所得税が源泉徴収されていない人
(5)前年中の収入が年金のみで、社会保険料控除・医療費控除などを追加する人
(6)前年中に収入がなかった人で、美浜町内に住所がある人の扶養親族になっていない人
(7)前年中の収入が非課税収入(遺族年金、障害年金、失業給付など)のみの人で、美浜町内に住所がある人の扶養親族になっていない人

申告書の提出が必要ない人

- (1)前年中の所得税の確定申告書を提出した人
(2)前年中の収入が給与のみの人で、勤務先で年末調整が済んでおり、勤務先から美浜町へ給与支払報告書が提出されている人
(3)前年中に収入がなかった人で、美浜町内に住所がある人の扶養親族になっている人(※)
(4)前年中の収入が非課税収入(遺族年金、障害年金、失業給付など)のみの人で、美浜町内に住所がある人の扶養親族になっている人(※)
※証明書の必要な人は申告が必要です。

申告に必要なもの

- (1)申告書
(2)前年中の所得のわかるもの(源泉徴収票、収支を記載した書類)
(3)前年中に支払った医療費等の明細書及び保険等で補てんされた金額がわかるもの
(4)前年中に支払った社会保険料の領収書、支払い証明書又は控除証明書
(5)前年中に支払った生命保険料、地震保険の支払証明書又は控除証明書
(6)配偶者及び扶養親族の前年中の所得のわかるもの(配偶者(特別)控除、扶養控除)
(7)障害者手帳などの認定日や障害の程度がわかるもの(障害者控除)
(8)学生証、在学証明書(勤労学生控除)
(9)利用者識別番号が確認できるもの(取得済みの方のみ)
(10)本人確認書類…マイナンバーカード又は以下の書類(AとBの両方)
A:個人番号の通知カード又は個人番号の記載してある住民票の写し
B:運転免許証、パスポート、在留カード、公的医療保険の被保険者証、身体障害者手帳など
※郵送で申告書を出す場合は上記の書類の写しを添付してください。
※申告相談窓口で申告書を作成される場合は、提出が必要ないものでも内容の確認に必要ですので、必ず必要書類はすべてご持参ください。

税額の計算

- (1)均等割の税額
均等割…4,500円(町民税:3,000円、県民税:1,500円)
(2)所得割の税額
所得控除後の総所得金額(山林所得、退職所得、分離課税所得)×税率-各種税額控除
各種税額控除…調整控除、税額控除(住宅ローン控除等)、配当割額控除額等
(3)所得割の税率
分離課税以外…10%(町民税6%、県民税4%)
分離課税については別途お問い合わせください。
(4)森林環境税(国税)
令和6年度から森林整備やその促進のため国税として創設され、町県民税と併せて徴収されます。
森林環境税…1,000円
(5)非課税基準
(a)均等割、所得割及び森林環境税が課税されない人
①前年の合計所得金額が、380,000円以下の人
②控除対象配偶者又は扶養親族がいる人で、前年の合計所得金額が下記の計算式により算出された金額以下の人
280,000円×(控除対象配偶者及び扶養親族の合計人数+1)+268,000円
③障害者、未成年、寡婦又はひとり親で、前年中の合計所得金額が1,350,000円以下の人
(b)所得割が課税されない人
①前年の合計所得金額が、450,000円以下の人
②控除対象配偶者又は扶養親族がいる人で、前年の合計所得金額が下記の計算式により算出された金額以下の人
350,000円×(控除対象配偶者及び扶養親族の合計人数+1)+420,000円

申告書の提出について

提出期限…令和8年3月16日(月)
提出方法…役場の窓口へ直接ご持参いただくか、郵送で提出してください。
ご不明な点があれば、申告相談窓口にお越しください。

申告相談窓口

期間…令和8年2月16日(月)から3月16日(月)まで(土曜日、日曜日、祝日を除く。)
受付時間…午前9時から11時、午後1時から4時まで
会場…美浜町役場1階町民ホール
※相談期間中は混雑が予想されますので、お時間に余裕をもってご来場ください。
※申告相談を受けるには当日配布される入場整理券が事前の予約が必要です。

その他

この手引きは税法の改正等により内容の一部が変更される場合があります。

14 寄附金に関する事項
地方自治体もしくは住所地の共同募金会や日赤支部又は条例により指定された団体
都道府県・市町村分…都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金額
住所地の共同募金会・日赤支部分…主たる事務所が本人の住所所在地の都道府県にある共同募金会に対する寄附金額又は、本人の住所所在地の都道府県に事務所を有する日本赤十字社の支部において収納された日本赤十字社に対する寄附金額
条例指定分…特定非営利活動法人への寄附金のうち県又は町の条例で定める団体への寄附金額
指定行事の中止に伴い払戻請求権を放棄した場合は、条例指定分となります。

15 所得金額調整控除
給与収入が850万円以上の方の給与所得控除の変更に伴う負担増の軽減として以下の条件に当てはまる場合は、控除を受けることができます。
(1)23歳未満の扶養親族がいる (2)本人が特別障害者
(3)特別障害者である同一生計配偶者が扶養親族がいる
該当する場合、以下の計算式から求めた控除額を給与所得の金額から控除します。
控除額=(給与収入金額(限度額1,000万円)-850万円)×10%(最大15万円)

6-1 所得の内訳(源泉徴収税額)
給与所得、雑年金所得がある人で、源泉徴収票がある人はこちらに記入してください。

所得の種類…給与、雑年金
所得の生ずる場所…給与、雑年金を支払った人・会社等の名称
源泉徴収税額…天引きされた所得税額
力(表面)…所得の種類が給与である収入金額の合計と6-1の月収と賞与等の合計額を合算した金額
⑥(表面)…力(表面)の収入金額について給与所得計算表から計算した所得金額
※給与所得と公的年金等に係る雑所得がある場合は、給与所得から最大10万円控除します。(控除額=給与所得(最大10万円)+公的年金等に係る雑所得(最大10万円)-10万円)

給与所得計算表(円)
収入(A) 所得
0~650,999 0
651,000~1,899,999 A-650,000
1,800,000~3,599,999 A+4(千円未満切捨て)÷B B×4×0.7-80,000
3,600,000~6,599,999 B×4×0.8-440,000
6,600,000~8,499,999 A×0.9-1,100,000
8,500,000~ A-1,950,000

公的年金所得計算表(65歳未満の場合)(円)
収入(A) 公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額
1,000万円以下 1,000万円超2,000万円以下 2,000万円超
0~400,000 0 0
0~500,000 0 0
600,001~1,299,999 A-600,000 A-500,000 A-400,000
1,300,000~4,099,999 A×0.75-275,000 A×0.75-175,000 A×0.75-75,000
4,100,000~7,699,999 A×0.85-685,000 A×0.85-585,000 A×0.85-485,000
7,700,000~9,999,999 A×0.95-1,455,000 A×0.95-1,355,000 A×0.95-1,355,000
10,000,000~ A-1,955,000 A-1,855,000 A-1,755,000

公的年金所得計算表(65歳以上の場合)(円)
収入(A) 公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額
1,000万円以下 1,000万円超2,000万円以下 2,000万円超
0~900,000 0 0
0~1,000,000 0 0
0~1,100,000 0 0
1,000,001~3,299,999 A-1,100,000 A-1,000,000 A-900,000
3,300,000~4,099,999 A×0.75-375,000 A×0.75-175,000 A×0.75-75,000
4,100,000~7,699,999 A×0.85-785,000 A×0.85-585,000 A×0.85-485,000
7,700,000~9,999,999 A×0.95-1,555,000 A×0.95-1,355,000 A×0.95-1,355,000
10,000,000~ A-1,955,000 A-1,855,000 A-1,755,000

6-2 給与所得の内訳
給与所得がある人で、源泉徴収票がない人はこちらに記入してください。

月ごとの日給、勤務日数、月収及び賞与等の金額、収入の合計額、勤務先の所在地、名称、電話番号を記入してください。
力(表面)…月収と賞与等の合計額と6-2の所得の種類が給与である収入金額の合計を合算した金額
⑥(表面)…力(表面)の収入金額について6-2内の給与所得計算表から計算した所得金額

7 事業・不動産所得に関する事項
事業(営業、農業)所得や不動産所得がある場合は、収入や経費を記入し、計算した所得額を表面の所得額に記入してください。
所得の種類…営業、農業、不動産
収入金額…前年中に収入とすることが確定した金額
必要経費…収入金額を得るために直接に要した費用の額及び販売費、一般管理費などの費用
専従者控除…11の合計額
青色申告特別控除…青色申告の場合は、下の表の金額(一定の要件を満たせば55万円が65万円になります。)
アイウ(表面)…所得の種類が営業(A)、農業(I)、不動産(U)である収入金額の合計
①②③(表面)…収入金額から必要経費及び控除額を差し引いた金額の合計(営業①、農業②、不動産③)

8 配当所得に関する事項
配当所得がある場合は、収入や経費を記入し、計算した所得額を表面の所得額に記入してください。

配当所得の種類…上場株式配当等、株式の配当、出資の配当、剰余金の分配、収益の分配、投資信託
所得の生ずる場所…配当等を支払った人・会社等の名称
収入金額…前年中に収入とすることが確定した金額
必要経費…元本の取得に要した負債の利子
オ(表面)…収入金額の合計
④(表面)…収入金額から必要経費を差し引いた金額の合計
※国外株式等に係る外国所得税額がある場合は別途ご相談ください。
※住民税の配当割を課された上場株式の配当所得等については、申告をしないことを選択することができます。

9 雑所得(公的年金等以外)に関する事項
雑所得(公的年金等以外)がある場合は、収入や経費を記入し、計算した所得額を表面の所得額に記入してください。
種目…報酬、謝礼、生命保険年金、郵便年金、原稿料、印税、講演料、貸付金利息、還付加算金、FX
所得の生ずる場所…雑所得(公的年金等以外)を支払った人・会社等の名称
収入金額…前年中に収入とすることが確定した金額
必要経費…収入を得るために必要な経費(特別に支払った図書購入費、調査研究費、交通費等)
ク(表面)…収入金額の合計
⑧(表面)…収入金額から必要経費を差し引いた金額(業務に係るもの:副業に係る収入のうち営利を目的としたもの)
⑨(表面)…収入金額から必要経費を差し引いた金額(その他:公的年金等、業務に係るもの以外のもの)

10 総合譲渡・一時所得
分離課税としない譲渡所得(長期譲渡、短期譲渡)又は一時所得がある場合は、収入や経費を記入し、計算した所得額を表面の所得額に記入してください。
短期…土地建物等以外の資産の取得の日以後譲渡までの保有期間が5年以下であったものを譲渡した際の所得金額
長期…資産の取得の日以後譲渡までの保有期間が5年を超えるものを譲渡した際の所得金額
一時…営利目的の継続的行為からの所得でなく、労務等の報酬でなく、資産の譲渡所得でない一時的な所得金額
必要経費…収入を得るために必要な経費
譲渡所得の特別控除額…50万円(差引金額が上限で、短期、長期の順で所得金額から差し引く)
一時所得の特別控除額…50万円(差引金額が上限)
ケ(表面)…イの金額 コ(表面)…ロの金額 サ(表面)…ハの金額 ⑩(表面)…ニの金額

11 事業専従者に関する事項
事業専従者がいる場合は控除を受けられます。
氏名、本人との続柄、生年月日、個人番号、従事月数、専従者給与(控除)額を記入してください。
専従者給与(控除)額…下の表の金額
事業専従者…生計を一にする配偶者又は15歳以上のその他の親族で、6か月を超える期間を専ら事業に従事している人

12 別居の扶養親族に関する事項
手引き表面の扶養控除欄の同居・別居の区分を別居と記入した人がいる場合は、対象の方の氏名、個人番号、住所を記入してください。

6 給与所得の内訳
月 日給 勤務日数 月収
1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
賞与等
合計
法人番号又は法人名称
勤務先名
電話番号

O 所得の内訳(源泉徴収税額)
所得の種類 種目 収入金額 源泉徴収税額
給与 給与 株式会社 1,675,200 8,000
雑年金 公的年金等 日本年金機構 1,843,500 13,175

7 事業・不動産所得に関する事項
所得の種類 収入金額 必要経費 専従者控除額 青色申告特別控除額
営業 美浜町河和北田面106 4,248,000 973,000 700,000 79,000
不動産 美浜町河和北田面106 792,000 221,000 571,000

8 配当所得に関する事項
配当所得の種類 支払確定年月 収入金額 必要経費
上場株式配当等 配当 株式会社 令和2年8月 150,000 0

9 雑所得(公的年金等以外)に関する事項
種目 収入金額 必要経費
報酬 報酬 株式会社 518,000 360,000

10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項
総合譲渡 短期 長期 一時
収入金額 必要経費 差引金額(収入金額-必要経費) 特別控除額 所得金額(差引金額-特別控除額)
621,000 580,000 41,000 500,000 0
1,322,000 797,000 525,000 500,000 66,000
875,000 353,000 522,000 500,000 22,000
ニ 合計 件 [(イ+ロ)×1/2] 44,000

11 事業専従者に関する事項
氏名 性別 年齢 住所 従事月数 専従者給与
昭和62年6月7日 700,000
合計額(1人) 700,000

13 事業税に関する事項
非課税所得など
前年中の事業業 開始・廃止
他都道府県の事務所等

12 別居の扶養親族等に関する事項
氏名 性別 年齢 住所
氏名 性別 年齢 住所
氏名 性別 年齢 住所

14 寄附金に関する事項
寄附金に関する事項
寄出税額 所得税額
7500
申告納税額

15 所得金額調整控除に関する事項
氏名 性別 年齢 住所
氏名 性別 年齢 住所